

三重県農林水産航空事業実施ガイドライン

農商第15-585号

平成19年3月19日

三重県農水商工部長通知

最終改正 令和6年4月5日付け農林水第15-16号

第1 趣旨

有人航空機を用いた農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）に対する農薬の空中散布（以下「空中散布」という。）の安全かつ適正な実施を図るため、「農林水産航空事業の実施について」（平成13年10月25日付け13生産第4543号農林水産事務次官依命通知。以下「次官通知」という。）及び「農林水産航空事業実施ガイドライン」（平成16年4月20日付け16消安第484号農林水産省消費・安全局長通知。）を踏まえつつ、三重県農林水産航空事業実施ガイドラインを定める。

第2 実施体制

1 農林水産部

農林水産部は、県内で行われる空中散布計画を把握し、危害防止対策として、設定された実施区域（散布地区、散布除外箇所及びその周辺を含む区域。以下同じ。）及び選定された農薬等の点検や確認等を行い、空中散布を行う実施主体（以下「実施主体」という。）に対し、指導を行う。

また、下記の関係機関に空中散布計画を周知し、相互の連携強化を図る。

- ・ 三重県警察本部 警備部警備第二課危機管理室
- ・ 医療保健部 薬務課
- ・ 医療保健部 食品安全課
- ・ 環境生活部 環境共生局 大気・水環境課
- ・ 教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
- ・ 関係農林水産（農政、農林）事務所
- ・ 病虫害防除所
- ・ 農業研究所
- ・ 林業研究所
- ・ 中央農業改良普及センター
- ・ 全国農業協同組合連合会三重県本部生産資材部
- ・ 三重県農業協同組合中央会
- ・ 三重県農業共済組合
- ・ 三重県酪農農業協同組合
- ・ 三重県森林組合連合会
- ・ 三重県内水面漁業協同組合連合会
- ・ 三重県植物防疫協会
- ・ 三重県ゴルフ連盟
- ・ 三重県養蜂協会

2 実施主体

- (1) 空中散布は、市町の範囲を超えて行われる場合があるので、実施主体は円滑な実施及び危害防止を図るため、その実施区域に係る畜産、水産、養蜂、養蚕、たばこ産業等団体、電力会社等の関係者に加え、保健所、市町、学校（教育委員会）、警察、病院、水道、地元自治会等の関係者に対し十分な連絡調整を行うものとする。
また、必要に応じてこれら関係者を構成員とする地区対策協議会を組織し、円滑化に努めるものとする。
なお、散布地区に隣接して農薬の飛散による被害が発生するおそれのある対象物がある場合は、その所有者等と協議し、十分な安全対策が講じられない場合には、付近一帯を散布地区から除外する。
- (2) 実施主体は、空中散布計画の作成にあたり、実施区域に関する地図を作成し、次に掲げる事項について十分な検討を加えるものとする。
 - ア 実施区域及びその周辺の地理的条件
 - イ 散布地区、散布除外箇所及び散布方法
 - ウ 実施時期と農薬の種類及び剤型
 - エ 危害防止と周辺住民等に対する協力依頼
 - オ 事故への対応
- (3) 実施主体は、空中散布の実施にあたっては、あらかじめ別記様式1により計画書を作成し、事業年度の開始前までに農林水産部長に報告するものとする。
- (4) 実施主体は、空中散布終了後、速やかに別記様式2により、報告書を農林水産部長に報告するものとする。

第3 空中散布の実施及び指導

実施主体及び航空業者等は次の事項を遵守して実施すること。

1 空中散布の実施

- (1) 実施主体にあつては空中散布の実施に先立ち、契約により燃料その他必要な資材等を航空業者等から送付され、その保管を依頼された場合は、事故防止に努めること。
また、散布資材等は、周到な計画に基づいて準備すること。
- (2) 基地ヘリポート及び現地ヘリポートの設定にあたっては飛行及び作業の安全性の確保、作業効率の向上、周囲に対する農薬の影響及び騒音等を考慮すること。
- (3) あらかじめ、散布地区の境界、散布除外箇所、飛行上の障害となる物等を明記した実施区域の地図を作成すること。
- (4) (3)により作成した地図に基づき、散布地区の境界、散布除外箇所、飛行上の障害となる物等を確認するため、地上及び空中から調査を行うこと。
- (5) 散布地区の境界、散布除外箇所、飛行上の障害となる物等については、必要に応じて標識を設置すること。

- (6) 作業を効率的かつ円滑に実施するため、散布資材等の運搬、積み込み及び危害防止対策等の作業分担を決めた実施組織を別紙1に準じて編成する。
- (7) ヘリポートにおいて散布資材等の積み込み作業に従事するものについては、整備士の指示に従って行動することを徹底させる。また、実施主体は、労働者災害補償保険に加入するよう努める。
- (8) 空中散布の実施にあたっては、次官通知の別紙で定める実施基準に従って行うこと。特に農薬の飛散低減の観点から次官通知別紙9の(1)に定める風速を超える場合は、散布の中止を徹底し、当該風速を超えない場合であっても散布除外箇所へ農薬が飛散することを低減するため、風向を考慮した散布を行う等必要な措置を講じるよう努めること。
- さらに、散布地区の周縁部から農薬を散布するとともに、散布除外箇所への飛散低減効果が確認された片側散布飛行やDG（ドリフトガード）ノズルの使用等を積極的に行い、散布除外箇所への農薬の飛散を一層低減するよう努めること。
- また、次の事項に従うこと。
- ア 粉剤は、漂流飛散が大きいので使用しない。
- イ 散布資材等の積み込み作業に従事する者については、使用する農薬等の取扱に十分な知識と熟練を有する者とする。

2 危害防止対策

実施主体及び航空業者は、次に掲げる事項を遵守して、空中散布による危害防止に努めるものとする。

- (1) 実施主体及び航空業者は、空中散布を行う場合に誠意を持って危害の防止に努めるものとし、両者の契約の締結の際にその旨を契約条項に明示すること。
- (2) 実施主体は、実施区域の畜産、水産、養蜂、養蚕、たばこ産業等団体、電力会社等の関係者に加え、保健所、市町、学校（教育委員会）、警察、病院、水道、地元自治会等の関係者に対して次の事項について周知徹底を図り、十分協力を得るように努めること。
- ア 実施予定日時、実施区域（見取図を添付する。）、農薬の種類及び数量等の事業内容
- イ 普通の健康状態でない人は、散布直後のほ場等において農作業等に従事しないこと及びその他危害防止を図る上で必要な事項
- (3) 実施主体は、天候等の関係で実施予定日を変更するときは、その旨を直ちに地域住民に対して周知するとともに、関係機関に連絡すること。
- (4) 空中散布においては、毒性の強い農薬等を使用しないこととするが、作業の性格にかんがみ、危害防止に万全を期すること。特に、次に掲げる施設等が散布地区及びその周辺にある場合は、周辺の一定区域を除外する等の予防措置を講じ、関係者と協議のうえ、農薬の飛散による危害が生じないように、協力を得ること。
- ア 公共施設関係（学校、病院、住宅、交通機関、駐車場、水道水源、浄水場、及び飲

用に供している井戸等)

- (ア) 登下校中の児童等に対する農薬の飛散を防止するため、実施区域に係る学校等と連絡調整を行い、安全の確保を図るものとする。
- (イ) 散布当日は通行人や自動車等への誘導対応等を強化する。なお、交通量の多い道路周辺は、車の走行が頻繁になる前の早朝に実施する。
- (ウ) 散布地区内及びその周辺の自動車等については、車庫に入れるか、シート等で覆いをする、あるいは、移動させる等の協力を得る。
- (エ) 浄水場、水道水源及び飲用に供している井戸等については、飲料水への影響を未然に防止するため、関係者等との調整のうえ安全対策を講じる。

イ 畜蚕水産関係（家畜、家きん、魚介類等水産動植物、かいこ、桑園、蜂群等）

- (ア) 畜舎や鶏舎がある場合は、散布中及び農薬が空中に滞留しなくなるまでの一定期間は、開口部を閉鎖する他、屋外への係留、放飼等はしないよう協力を得る。
- (イ) 養魚池等の水源が河川水、農業用水を利用している場合は、散布前に十分取水して水位を高めておき、散布当日は、取水口を遮断し、薬剤の混入のおそれのある河川水や用水が池内に流入しないよう協力を得る。
- (ウ) 蚕室がある場合は、掃立時期の調整や散布中及び農薬が空中に滞留しなくなるまでの一定期間の蚕室の密閉といった協力を得る。また、桑園については、必要に応じて落下調査板を置き、飛散の有無を確認するとともに、テスト給桑を行い、安全を確認したうえで給桑するよう協力を得る。
- (エ) 蜂群が設置されている場合は、事前に巣箱を散布区域外へ移動する等の協力を得る。

三重県内の養蜂を行う場所、期間、採蜜植物等の情報についての問い合わせ先 三重県農林水産部畜産課 TEL 059-224-2541
--

ウ 他作物関係（防除対象以外の農作物、食用農作物、飼料作物、有機農産物、たばこ等）

- (ア) 防除対象以外の農作物、特に、使用する農薬に登録のない農作物等については、薬害の発生するおそれがあることから注意する。
- (イ) 空中散布の時期に収穫中あるいは散布後、数日の内に収穫がはじまるような食用農作物が栽培されている場合は、飛散により当該食用農作物の収穫物について食品衛生法の基準を超えた農薬の残留といった被害が生じるおそれが高くなるので収穫時期をずらしたり、シートで覆いをする等の協力を得る。
また、飼料作物には飼料安全法に基づく農薬の残留基準があることから、食用作物と同様に対応する。
- (ウ) 有機農業者（JAS法の有機農産物認証制度に基づく有機農産物生産者、転換期間中を含む）のほ場がある場合は、飛散により有機農産物に関する認証が受けられなくなるおそれもあることから、シートで覆いをする等の協力を得る。
- (エ) たばこを栽培するほ場がある場合には、飛散による薬害の発生その他、喫味への影響が出るおそれがあることから注意する。

エ 野生動植物関係（天然記念物等の貴重な野生動植物）

- (ア) 天然記念物等の貴重な野生動植物が生息している場合は、これらに影響が出ないように注意する。

天然記念物等の貴重な野生動植物についての問い合わせ先
三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課
TEL 059-224-3328
三重県農林水産部みどり共生推進課
TEL 059-224-2578

(イ) 薬剤の残液や希釈廃液、機体の洗浄液等は河川や池等に流入しないよう適正に処理する。

第4 散布効果等の調査

実施主体は、次の調査を実施して、その記録を整備しておくよう努めること。

- 1 空中散布の合理的実施に資するために行う空中散布の効果調査。
- 2 危害防止の観点から、必要に応じて行う市街地等人口密集地帯に接近した区域、地形の複雑な区域等の境界周辺における散布飛行状況及び散布除外区域における農薬の飛散状況の調査。

第5 事故等発生時の処置

万一、事故や苦情等が発生した場合には、実施主体は、必要に応じて関係機関の協力を得て、迅速かつ適切に対応するとともに、別記様式3により発生状況・対応経過等を報告するものとする。

附則 平成19年3月19日から施行する。

附則 平成20年5月7日から施行する。

附則 平成25年5月1日から施行する。

附則 令和4年4月13日から施行する。

附則 令和5年4月24日から施行する。

附則 令和6年4月5日から施行する。

別紙 1

空中散布実施組織体制

